

## 大和市コロナに負けない新規出店応援事業

### 対象者要件事前セルフチェックリスト<②未開業の方向け>

大和市コロナに負けない新規出店応援事業による申請を希望する事業者は下記の全ての要件を満たしている必要があります。

全ての要件を満たしていない場合、大和商工会議所による事業計画書作成支援を受けることができません。また、本事業の認定事業者にもなりません。

#### 【申請希望者について】

- 対象者要件事前確認を受けようとしている方は申請希望者本人
- 大和市内の空き店舗を活用して新規出店(新店舗開業含む)を行う計画を有する令和4年12月31日までに商業又は法人登記予定の法人の代表者(予定)、若しくは同日までに開業届出書を提出予定の個人
- 中小企業者<※1>である者  
本事業における中小企業者とは、次のいずれかに該当する事業者又は個人事業主であること。
  - (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円(ただし、卸売業を主たる事業とする者にあつては1億円、サービス業又は小売業を主たる事業とする者にあつては5千万円)以下であること。
  - (2) 常時使用する従業員の数が300人(ただし、卸売業又はサービス業を主たる事業とする者にあつては100人、小売業を主たる事業とする者にあつては50人)以下であること。ただし、上記であっても次に掲げるものを除く。
  - (ア) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者以外の会社。以下同じ。)が所有しているもの
  - (イ) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有しているもの
  - (ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの
- 令和4年5月1日から令和4年12月31日までに本事業の申請を行う物件で営業を予定している者
- 本事業の申請を行う物件で、入居後3年以上事業を継続する計画を有する者
- 商業又は法人登記後、若しくは開業届出書提出後、3カ月以内に大和商工会議所に入会手続きを行う者(履行されない場合、補助金の返還請求が行われず)
- 大和商工会議所に入会后、産業振興のための事業に参加し、協力する者

- 事業所が所在する区域に商店会等が組織されている場合にあっては、申請後、当該商店会等への加入に努め、当該商店会等の活動に参加、協力するよう努める者
- 助成金交付後、市の事業に積極的に協力する者
- 出店に際し許認可等が必要な事業を行う場合、申請物件での営業開始時にその許認可等を取得していること
- 申請物件で行われる事業は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号第2条第1項第1号から第5号に規定する風俗営業及び同条5項に規定する性風俗関連特殊営業でない
  - 風俗営業—
    - ① キャバレー、待合、料理店、カフェその他設備を設けて客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
    - ② 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、国家公安委員会規則で定めるところにより計った営業所内の照度を十ルクス以下として営むもの(前号に該当する営業として営むものを除く。)
    - ③ 喫茶店、バーその他設備を設けて客に飲食をさせる営業で、他から見通すことが困難であり、かつ、その広さが五平方メートル以下である客席を設けて営むもの
    - ④ マージャン屋、パチンコ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業
    - ⑤ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備で本来の用途以外の用途として射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもの(国家公安委員会規則で定めるものに限る。)を備える店舗その他これに類する区画された施設(旅館業その他の営業の用に供し、又はこれに随伴する施設で政令で定めるものを除く。)において当該遊技設備により客に遊技をさせる営業(前号に該当する営業を除く。)
  - 性風俗関連特殊営業—
    - 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業
- 申請物件で行われる事業は、政治活動及び宗教活動を目的としない
- 申請物件で行われる事業は、公序良俗に反する営業でない
- 大和市暴力団排除条例(平成23年大和市条例第4号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に関与する者でない
- 市区町村税に滞納がない(ただし、滞納があっても既に分割等で納付を履行し、又は分割納付誓約書を提出している者を除く)

### 【申請対象物件について】

- 都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域に所在している

- 過去に事業の用に供されていた実績があり、現に営業をしていないもので、前入居者の営業終了日又は賃貸借契約終了日から、新たに締結する賃貸借契約期間の初日の前日までの期間が3カ月以上経過している(新築又は増築物件の場合、当該建物の保存登記をした日から3カ月以上経過しても、なお利用されていないもの)
  
- 住居を兼ねていないこと
  
- 市内からの移転により開設する店舗・事業所でない(市内にある既存店舗・事業所の営業を継続して、新たに市内で別の新規店舗・事業所を開設する場合は助成対象)
  
- 申請物件の所有者及び管理者は本人又はその3親等以内の親族でないこと(法人の場合、会社法第2条第4号の2に規定する親会社等と同条第3号の2に規定する子会社等との関係にないこと)
  
- ショッピングモール等の商業施設のテナント型店舗でないこと
  
  
- 上記全ての要件に該当していることを確認した

氏名: \_\_\_\_\_